

パークグランディエデナ自治会 特別会計運用細則

(総則)

第一条 パークグランディエデナ自治会の特別会計運用業務は、すべてこの細則によるものとする。

(特別会計の財源)

第二条 この基金の財源は、次に掲げるものとする。

- (1) 習志野市の自治活動支援制度による次の補助金
 - 1) 有価物回収運動奨励金
 - 2) 自主防災組織事業助成金
- (2) 一般会計からの繰入金

(特別会計の支出)

第三条 特別会計の支出は、次の費目に限定とする。

- (1) 防災備品の購入費
- (2) 大規模災害時の臨時対策費
- (3) 環境美化活動の補助費
 - 1) エデナ・ガーデニングクラブの活動補助費
- (4) 『エデナ・ふれあいネットワーク』活動費
- (5) 一般会計への一時的貸出金

(特別会計の支出限度額)

第四条 単年度支出限度額は単年度収入の80%以下とする。

ただし、自主防災会防災計画に基づく高額な防災備品（10万円以上）の購入費は、二会計年度収入総額の50%以下とし、この高額防災備品への支出した後の次年度の高額防災備品への支出にあたっては、この条項を適用できない。

(特別会計の支出承認)

第五条 特別会計の支出は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

付 則

本細則は、平成25年4月21日から実施する。

平成26年4月20日一部改正。平成26年4月20日から実施する。

平成28年4月24日一部改正。平成28年4月24日から実施する。